

平成30年1月定例総会

平成30年1月5日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成29年度第10回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成30年1月5日(金) 午前10時00分から11時30分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (12人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橘	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)
議案第2号 農地買受証明願の審議について(2件)
議案第3号 非農地証明の審議について(1件)
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)
議案第5号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について(1件)
議案第6号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について(1件)
議案第7号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	眞弓
事務局長補佐兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局係長兼農業係長	濱田	三幸
事務局員兼農林水産課主査	川島	浩史
事務局員兼農林水産課主幹	中山	真寿美

7.会議の概要

- 議長（安田会長） おはようございます。定刻でございます。新年明けましておめでとうございます。よろしくおねがいたします。全出席者であります。新年にあたりまして、事務局長からも一言ご挨拶おねがいたします。
- 事務局長（二宮） 失礼します。また新年を迎えました。皆さんには、今年もよろしくおねがいたします。といいましても、いよいよ任期が7月末ということになりました。引き続きよろしくおねがいたします。
後ほど補佐のほうから説明しますが、新たな委員さんの募集を15日からするようになります。なかなかハードルも高いし、今までと違うのでどういう人たちがいるのか事務局としても心配ですので、後ほどの説明でどういう条件があるのかということをおさらいの意味でお話しさせていただきたいと思っておりますので、みなさんには継続していただきたいと思いますし、他の方にも薦めていただけますよう、またよろしくおねがいたします。
- 議長 はい、それではただいまから議事に移ります。本日の議題は、
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)
 - 議案第2号 農地買受証明願の審議について(2件)
 - 議案第3号 非農地証明の審議について(1件)
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)
 - 議案第5号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について(1件)
 - 議案第6号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について(1件)
 - 議案第7号 その他の件について
- の審議についてお願い致します。
- なお、本日の議事録署名委員として、5番 宮上委員さん、6番 山本委員さんの2名を指名致します。
- 最初に、農地法第3条の規定による許可の審議についてを議題といたします。申請番号5につきまして、事務局より説明を求めます。
- 事務局(濱田) はい、議案第1号の農地法第3条の規定による許可の審議についてご説明いたします。(議案書に沿って説明)。
議案書1ページをご覧ください。申請者の氏名と譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりです。事由といたしましては売買、担当委員さ

んは弘田委員さんになります。

土地の表示ですが、土地の所在は土佐清水市三崎浦二丁目 935 番 1、登記上、現況とも畑です。面積は 297 m²、対価としまして 10 万円となっています。

農地法第 3 条 2 項関係の説明です。土地の利用状況、譲受人の現所有農地は 6,900 m²で、今回の申請 297 m²を加えて 7,197 m²となります。農作業従事日数は 175 日、農機具の保有台数につきましては、耕運機 1 台とトラック 1 台を所有しております。上の記載にありますように、譲受人の主な職業は林業となっております。

1 ページめくっていただきまして、上の段が位置図となります。三崎浦の集落に入ったところ、周りは宅地化が進んだ状況です。下の段に、現況の写真となっております。これが、上の段の下の数字の「5」というところがかかれておりますが、それが（議案書下段）左側から撮った写真、反対の道から取ったところが畑、現在は 3 名の方が家庭菜園レベルで耕作されております。

一枚めくっていただきまして、ページ番号 4、3 条の調査書です。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、第 2 項第 1 号から第 7 号につきましては、抵触しないと判断しております。

第 1 号に関係するんですけど、担当委員は弘田委員、対象農地は三崎ですが、買受する方は別の地区になります。その関係で、事務局のほうで全部効率的利用されるところで調査させていただいています。それが、前の 3 ページに補足資料として写真を載せていただけていますが、先ほど申しましたように譲受人の職業は主に林業です。その中で農地としても使っている状況です。なかなかわかりにくいと思ひまして、写真をつけさせていただけています。ヒノキやスギが植わった、林地になるのかも申しませんが、その下で千両（センリョウ）、日陰を好む榊（サカキ）とシイタケ栽培をされておりますので、事務局としては農地として効率的に利用されていると判断しております。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に関しまして、弘田委員さんより補足説明がありましたらよろしくおねがいします。

7 番
弘田委員

先月 20 日に濱田係長と 3 時に待ち合わせして現地を見ました。今、説明があったとおりで、ほかに説明することはございません。審議のほど、よろしくおねがいします。

議長

以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑にうつります。質疑のある方は挙手のうえ氏名を述べてから質問をおねがいいたします。

ありませんか？
ないようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、申請番号5について、お諮りします。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

引き続きまして、議案第2号 農地買受証明願の審議について(2件) を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

議案第2号 農地買受証明願の審議について、ご説明致します。

まず、ページは飛びますが、7 ページをご覧ください。大岐の茶屋駄馬で国道はさんで上と下がありまして、これを売却するというので、これについて農地買受証明願が妥当であるか審議をお願いします。

左側の上のほうには申請者がいませんでした。右のほうの下の畑について、これは2名の方から証明願いが来ております。

これは3条関係、すなわち2月15日に入札したあと、3月の定例総会で3条許可ということですので、同じような意味を持ちますので、これまで説明したように農地買受証明願の審議についてよろしくおねがいします。

5 ページに戻っていただきまして、まず証明願の中の1名ですが、申請番号1番です。譲渡人・土佐清水市長、譲受人は高知市の方で記載のとおりとなっております。

この方は6月末をもって退職をされて、郷里の大岐に帰って農業をしたいと、そういう方です。土地の表示は、先ほど申し上げたとおり下の2筆で、地目は畑で面積は記載のとおりで、売買価格最低予定価格は記載のとおり。

この方は、農地を持っておりません。ですが、取得後は、3反以上、7反くらいあります。土地の利用状況はここに記載のとおりです。

農作業従事日数は159日で農機具の保有台数は、まだもってなくて、兄が大岐におられるということで、その方は6反の水稻をしますので、まずトラクター・耕うん機・軽トラックを借りて始めたいということです。それでめどがつけば、順次自分で買ってということです。

6 ページをご覧ください。調査書ですが、譲受人は記載のとおりです。第2項第1項、全部効率利用ですが、今言ったことと重複しますが、譲受人は現在高知市で働いております。6月末で退職し故郷の大岐に帰り、妻と農業を始めたい。4月から6月までは主は土日に帰り、またパート

である妻も時々清水に帰り、7月からの本格的な農業の準備をそれまでにしておきます。

保有している農機具はないものの、兄が大岐にいて農業をしています。主に水稻を6反ほど作っています。当面は兄のトラクター・耕運機・軽トラックを借りて農業をするが、近い将来に自分で農機具を買う予定です。能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

2号、3号は適用なしで、農作業常時従事、先ほど159日です。そして、退職するまでの4、5、6の3ヶ月間は土日を利用して、また妻はパートですので、通常のウィークデーに大岐に帰って農作業をやるということで、3ヶ月間もクリアしていると考えます。

下限面積は先ほど申しあげましたとおり7反、クリアしておりますので、かまいません。

下の転貸禁止も当たりません。

地域調和ですが、取得する畑の周囲も畑を作っている人が多数おります。主は野菜栽培、ジャガイモ・キャベツ・レタス・ブロッコリー・ねぎ、果物栽培、みかん類・柿・桃の耕作を行う予定とのこと。小さいころより親の農業の手伝いをしてきたとのこと。本件の権利取得により近隣の農地に支障は生じないものと考えております。

まず申請番号1について、ご審議お願いいたします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

この今、言いよるとこは、国道から東側ですね。海のほう。

6番
山本委員

あそこは農地で使えますよね？

議長

使えるけど、1回ナバナ植えてみたら、両方とも木が多て、陰が多くて、1年作ったけど、あの木を切るのは防潮防風林でちょっと規制がかかる。国道沿いのほうは、ちょっと切れる。国道沿いは切れるけど、沖側が切りにくい。まあ、土地はえい。土地は深いし。

5番
宮上委員

営農の意欲がある人。

議長

ほかにありませんか？
ないようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

農地買受証明願の審議について、申請番号1をお諮りします。申請のとおり許可する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、農地買受証明願の許可を発行することといたします。

審議を進めます。

申請番号2について、事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

入札でもう一人、同じ場所に参加したいということで、申請番号2ということになっております。(議案書に沿って説明)。

8ページをご覧ください。譲受人は記載のとおり、茨城県の会社であります。社長は記載のとおりで、この人は年が52歳、中学校までは清水にいて、高校・大学と市外に行き、母がいま浦尻にいて、一人で生活しているということです。

会社をたちあげて、その会社というのが、農薬・肥料等の登録・販売に必要とされる圃場施設及び環境への影響評価試験等の役務の提供ということで、そういう残留農薬の調査をして、それを農林水産省の外郭団体と契約して、そういう仕事をしている会社です。

土地の表示は、先ほど申し上げたとおり国道から下ということであります。

一番下の3条第2項関係ですが、土地の利用状況ですが、全部借りています。田が25,000㎡、畑が20,000㎡、樹園地が13,500㎡。これら借入地が、北海道・茨城・長野・福岡・佐賀・大分となっております。そして今回の申請地の7,531.96㎡で合計となっております。会社として買いたいということです。

農作業従事日数は180日、これは、社員を一人常駐させるとのことであります。

次に9ページ目に行きまして、譲受人、いま申しましたように会社でありまして、社長が清水出身で時々帰ってきている、正月・盆とか故郷に帰っております。母が浦尻におります。

買受適格証明願、および3条関係におきまして、競売に参加しようとする者が法人、イコール会社であって、そういう権利を取得しようとする農地及び放牧地における耕作について、試験研究または農事指導のために行われていると認められる場合には、特別に農業の法人である必要はないという特例がありますので、この8ページの第2項第1号については、そういう判断は必要ないことになっております。

第2項第2号、農業生産法人以外の法人、農業生産法人はいま申し上げましたように農業をしている法人ということですが、ここは実験をしているところですので、農業をしている法人ではないということになります。

判断の理由。その法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合なので適用しない、ということになります。

信託でもありません。

4号常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。社員を一人常駐させるということでありませ

第5号の下限面積も、試験的な農業生産法人以外の法人ですので、記載の必要はないということです。

転貸もありません。

地域調和ですが、農薬の関係法令(ポジティブ制度など)、登録内容等の専門知識や高い散布技術を持った社員が農薬を取り扱うので、近隣農作物への悪影響を及ぼす恐れはありません。また、試験研究の過程で得られた如何なる収穫物も市場(良心市を含む)への販売、流通させることはなく、当該地域の農作物の集荷・出荷・流通などへの混乱や支障をきたす恐れはない、ということです。

農薬について、詳しく説明します。お手許にお配りしました「農林水産消費安全技術センター」、これは農林水産省所管の独立行政法人ですが、農薬の試験結果の取りまとめをしているところではありますが、このペーパーの真ん中あたりにしるしをつけてある会社が、当該会社であります。残留農薬を調べている会社で、「農薬GLP適合確認施設一覧」で、上から四番目には農協もありますが、ここに記載している4社以外にも43社が試験施設として登録されております。

このペーパー下部に丸印で囲んである「借用地での農薬散布について」であります。茨城での借用地での農薬散布について社長に聞きました。広大な果樹園の中の一部の農地を借りている、つまりその農地の真ん中で農薬散布をしているわけです。ですから、周りの果樹園には影響はないと。

そして、広い田の中の一反などで実験しているところもあるといいます。つまり、周りの田んぼにも影響ない。むしろ、大岐のような離れているところはないということでもあります。

裏に行きまして、GLP、農薬GLP確認検査についてですが、GLPは農水省の客観的な基準について検査されていますので、危険ではないと判断しております。

申請番号2については、以上であります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で事務局より説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

はい、山本さん、どうぞ。

6番
山本委員

はい、いろんな実験をするとは思いますが、何か植物を植えての実験ということになるとは思いますが、何を植えることを計画しているのでしょうか。

事務局
(上田) 申請番号1番の方と同様、畑作に適したものを植えたいということで
ありました。社長にきいたところでは。

6番
山本委員 露地野菜とかですか？

事務局
(上田) はい。

議長 ほかにありますかね？

5番
宮上委員 全国的にやりよる。他県の事情はわからんけど。

12番
中山委員 試験的に植えよるものやったら、新しい農薬を散布してそのデータを
収集しよるのやろうけど、近くに非農地ではあるが農家がある。ほかの
ところに飛散するようなことはないのか。そういうことは、防いでもら
わなくてはいけない。

7番
橘委員 それから、残留性というか、海に流れていった場合、漁港とか雨水と
かで流れていった場合、関係法令に適合する形でちゃんと検査してくれ
るのか。合格するまでいろんなものを試験するわけで、その前に（実験
過程で出うる有害物質が）流れていくということはないのか？

事務局
(上田) 散布が広まるのではないかということについては、別紙資料の下に書
いておきますとおり、たとえば広い畑のなかの一反などでやっている、
そのことを農水省は認めておりますので、そこは大丈夫と認識してお
ります。
そして海への流出ということについては、それも確認しましたと
ころ、それについても問題はないという、社長からのことでした。
それを含めての、農水省の外郭団体として認められた会社のなかの1
つだと、認識しております。

8番
上野委員 飛散と畑の流沫をしらべてるんですね。そこらあたりを、だれか一人
おられたらいいが、それが長年にわたり下にながれると流沫がちゃんと
きれいになるようにしてほしい。

議長 はい、ほかにありますかね？
・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

農地買受証明願の審議について、申請番号2をお諮りします。

12番
中山委員

ちょっとまって。それは、違反しない確認よね、違反せんようにして
くれるという確証をもつての審議にせないかんのではないか？

議長

どうですかね？

12番
中山委員

やっぱり、そういうことをクリアできるということでの、審議・審査
をする必要がある。安全かどうかを議論した審議での賛成か反対かよね。
ちゃんとしてくれたら、賛成です。

何かあった場合のことを考えると、そこまでやっちゃったほうがいい
かと。いま会社の社長が言ったことを実行するという確証が得られた上
での賛成か反対かということになる。

6番
山本委員

うちらが自信を持って賛成できればいいのだが・・・

議長

どうですかね？

基本的に、いまの段階は入札を認めるか否かという審議・・・。

12番
中山委員

いや、認めて買うたら、認めたことになる。買ったもんとして、自分
たちは考える必要がある。確証というのは、農水省の言葉やけん、その
会社がそういうことをちゃんとする会社やということが確立されたところ
ならいいが、地域の環境を脅かさないということをやってきた会社なら
いいが、そういうことがないなら、そこらあたりは慎重にしないで
いけない。

7番
橘委員

それから、常時一人配置するというのはわかるが、あくまで毒性を適合
しよちよるかどうかを測りよるわけであって、一人常備はわかるけど、
ほかの従業員がどうか。常駐している一人の人が毒を使いよるわけで。

議長

まあ、全国いろんな地域を借ちよるわけやけど、事務局の説明では
一反の中の真ん中で、虫の消毒かいもち病の消毒か、その一角を使うと
なると、そういうことで農林水産省は認めちよるのやなかるかと。

たしかに農薬は農薬やけど。いまの農薬はひとつに効いたらほかのも
んには効かん。もう研究されすぎてしもうて、まえの薬みたいに何もかも
死んでくれたらええけど、「これだけです（これだけに効きます）」
いうたら、ほかのもんには一つも効かん。

1 2 番
中山委員

議長、そういうことを言いよるがやなしに、僕らが言いたいのはその会社がそこで作物を作って実験することによって、ほかに影響を及ぼしたらいかんけん話ししよるがであって、いま橘君が言うがは海へ流出するがを懸念しよる。僕は農地作物への影響を懸念しよるがであって、そういうことをクリアできる会社であれば問題ないがやけど、そういうことを、周囲の植物や環境に影響がないようにしてもらい、そこをクリアしてもらおうということをしてはどうかと、言うてるわけです。

3 番
横山委員

指摘されちよるように、農薬の関係法令について書いてあるようにいま皆さんが心配しよるようなことが、会の中で出てくるという想定の中なかで一反のなかの真ん中でやるから心配ないですよという会社の説明やけど、みなさんがこうやって懸念するのはわかる。先のことを見据えて、いかにしてリスクが少ないようにしていくかということ自分らが考えるのか、そういう会社は大丈夫やろうと判断してやるのかやと思います。

幸いにしてほかにも入札希望する人がおるので、あまりリスクのあるのは取り入れんでもかまんけど、市としたら、やはり入札してもろうていうことを望んじよるがやないろうかとおもうけどね。そこらあたりみなさんどうか。

6 番
山本委員

半径 2km から 3km くらい離れたところに（そういう施設は）作るというの聞いたことがある。（汚染されたり云々ということ）はないと思うが、大岐は特に観光客がいることもあり、心配。

委員多数

（北海道やほかのところこの辺では）広さの規模が違う。もし（毒物が）入ったら、大事になる。

議長

はい、事務局も入札にもかかわって、ここで審議しているようなことも必要なのか。

事務局(上田)

そうですね、まあ、数が多いほど価格は上がりますので。農薬の件についての懸念については、わかりました。

事務局(濱田)

各委員さんの言われるとおりやと思います。農薬、毒で、実際効くか効かんか試験するもので、そしたら悪影響あるものも散布しっぱなしなのか、その土壌の浄化といいますか、一回一作作って毒をまいて、不成功だったからもう一回実験だ言うてそのまままた植えられるのかということもありますので、その辺は事務局でも確認不足がありますので、雨水、農薬散布した後の雨水とかですね、再度確認させてください。

そこで事務局のほうでまた委員さんに後日になりますけど、こういう

根拠をもって、何をもって大丈夫といわれよるのか説明ができてないので、その辺整理して、雨水についても飛散防止についてもどういう散布の仕方だから飛散することはないんですよという説明ができるようなかたちで、処理、整理させていただきます。

それをもって、その確認ができれば許可できるのか、そこの中でいわれたように土壌の汚染とか雨水の排水処理、飛散防止対策も含めて確認とって、それがOKであれば許可、それか疑問が残るものがあることがあればこの証明は出さないという審議をしていただけたらと思います。

確認がとれんのでいったん保留にして次回にということもありえるのですが、入札の関係もありますので、今回はそういう処理をさせていただけたらと思いますが、よろしくおねがいします。

議長

いま事務局から説明がありましたが、会社のほうに問いただして、いまわれわれが心配している問題点をクリアできるかどうかと、ただ入札なのでクリアを待ってまた次回ということではなく、そういうクリアができたなら大丈夫やなという線であれば、この場でそれを条件に認めると、それはもういかなんということであれば却下してもらおうと。

事務局、ここではそういう採決をしてくれということかね。

事務局

(同意)

議長

それでは、もう一度採決します。

いま皆さんが心配していた農薬等のことについて、事務局は早急にこういう心配があると、みなさんが話していたことを聞いて、これは心配ないなど、農水省も認めておる経過がわかればそれを認める。

そういうことで、その採択をここでもらうちよかん事務局はそれができないと、確認したのち認めるということでの採決をいたしたいと思います。

それでは、採決に賛成の方は挙手をおねがいします。

はい、そういう解決での賛成全員であります。

よって本件は、農地買受証明書の発行を安全性を確認することによって決定することといたしました。

事務局(濱田)

すみません、確認する項目としましては、土壌の浄化の方法とかいう部分と、農薬の毒性の飛散の防止に対する対策、それと雨水(うすい・あまみず)が地下浸透含め土壌に浸透しない、影響がないという流沫処理の確認ということによろしいでしょうか。

議長

どうですか？いいですか？

いま、事務局濱田君がいった点を確認して問題ないということであれば、われわれは認めると、こういうことですね。

それでは議案第3号 非農地証明の審議について、事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

はい、議案第3号、非農地証明の審議について、10ページをご覧ください。所有者は記載のとおり県外の方でして、場所も記載のとおり下の加江の大川内地区です。地目は畑で、面積は495㎡、担当は山本委員さんです。

内容ですが、申請地は申請人の父が所有していた土地で、昭和19年3月21日(議案書には「平成」と記載されていたため、口頭で訂正のお願いをした)に戦死後、申請人が昭和23年に相続していました。本件土地を農地として利用する予定もなく、土地内も木が乱立しており、復旧は困難であります。

ここで左の位置図をご覧ください。大川内の三原に近いところですね。五味橋からずっと入っていったところになります。

11ページ,12ページをご覧ください。周りは全て山林なんですけど、ここは畑になっております。石垣もつままれております。

以上、山の中の土地で、木も乱立しており非農地が妥当と思われれますが、審議のほどよろしくおねがいします。

議長

ただいまの説明で、担当の山本委員さんから説明がありましたら、よろしくおねがいします。

6番
山本委員

現地の確認してきました。歩いて一時間半くらいかかりました。私は結構体力あるほうなんですけど、普通の方だったら2時間はかかる、道もないところです。

手で木をかき分けながらあがらなくてはいけないような獣道(けものみち)で、道が一番狭いところは、幅が10cmないです。森林組合の方が案内してくれたんですけど、危険な場所で昔の人は偉いなと思ったことでした。

調査地についたら開けていて、おそらく当時、炭とか焼いていて、食料のための芋を栽培していたところではないかなと思いました。

今後、ここで(作物を)作る可能性はまず100%ないような、あがっていくことが難しいところです。

議長

以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてか

ら質問をお願いします。

ありませんかね？

・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第3号 非農地証明の審議について、をお諮りします。

申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、非農地証明書を発行することとします。

審議を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)を議題といたします。

担当課からの説明を求めます。

担当課(濱田)

議案第4号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)について、一括でご説明致します。議案書13ページをご覧ください。

借受人の地区は片粕、氏名・年齢・住所については、記載のとおりです。担当委員は田辺委員さんになります。

借受人の農業経営状況につきましては、農業従事日数が250日、世帯員3名。農業従事者がこの方1人となります。

雇用労働力と家畜飼育状況はありません。雇用ではありませんが娘さんが同じ市内に嫁いでおられまして、その方とそのの旦那さんが繁忙期には手伝いに来ていただいているという状況です。

農機具所有状況につきましては、軽トラック1台、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機4台となっております。

今回利用権設定を受ける面積が2,610㎡、それ以外に所有農地と、同じくそのほか利用権設定を受けている農地が37,072㎡ありまして、合計39,682㎡の経営農地となる見込みです。

貸付人につきましても、同じ地区の農家さんです。この方がやめられると言うことで、借受人に相談があって利用権設定となったところです。

設定所在地番は、片粕字中ズカ1-1, 1-4, 2-2, 同じく片粕字片粕谷20-1, 21-1 となっております。

地目は登記上は畑となっておりますが、現況は田として耕作されております。耕作する面積は2,610㎡、今後作る作物としては水稻です。

利用権設定の始期につきましては平成30年1月10日、それから10年間で、終期が平成40年1月9日となっております。使用貸借につきましては物納で借りるということで、一反あたりの費用としては米30kg としております。支払いの方法につきましては、年一回面積に応じて物納ということですが、

1枚めくっていただきまして、14ページに写真で示しています。国道から片粕の集落に入り、左右に分かれております。下は詳細な写真になります。右は2筆ですが3つの田として使い、左の3筆は1つの田として使っています。

続きまして、整理番号29-008です。(議案書に沿って説明)。

借受人は津呂で氏名・住所は記載のとおりです。担当委員は谷岡委員です。借受人の農業経営の状況は、農作業従事日数250日、世帯員は3名、この方が1名農業従事者です。農機具の所有状況ですが、所有はありません。全て借り受けます。今回の設定農地につきまして、その上にビニールハウスが建っており、それを借ります。トラクター・管理機も借ります。同じ世帯の奥さんも農業をしています。この方は新規就農者で独立経営で青年就農給付金を受ける予定で作業を進めています。こういう事情から利用権を設定するものです。

借受土地は窪津で記載のとおりです。地目は畑。面積が816㎡。作物はシトウ。契約の始期が平成30年1月10日から5年間。平成35年1月9日まで。借賃はなし。使用貸借となります。次のページに現況の写真を載せています。ハウスが並んでいまして、義理のお父さんがハウスをしており、奥さんも向かいのハウスで花卉栽培をしています。2棟のハウスはこの地番の一部であり、ハウス・土地は親名義で就農をします。17ページには作付けしているものを載せています。給付金の要件のために利用権を設定するものです。

説明は以上です。

議長

以上で担当課の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

6番
山本委員

この方のお父さんは以前かすみ草を作っていたか。

担当課(濱田)

はい、そうです。それと、説明で抜かっていたんですが、このハウスではししとうですが、露地でブロッコリー・菜花も作ります。

議長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

・・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件について、承認することといたします。

次に 議案第5号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告、議案第6号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取についてを一括で審議致します。

担当課からの説明を求めます。

担当課
(濱田)

議案第5号・6号については関連するものなので、一括でご説明いたします。(議案書に沿って説明)。

18ページをご覧ください。農用地利用集積計画の合意解約について。貸人は高知県農業公社で、借人は記載のとおり、担当委員は岡崎委員です。解約面積は650㎡、それ以外で経営している農地は78,532㎡です。理由につきましては、一番下を書いてあるとおりです。平成28年の配分計画で受けた当該農地は、地域で集積・集約化を進めている農事組合法人の団地内に点在しており、借人・法人双方にとって作業効率が悪いため、地元及び関係機関と協議した結果、この法人への再配分が可能であり、また、法人への集約化、作業の効率化に一層つながることから合意解約をしました。

位置関係については次のページをご覧ください。当該農地は白樫です。黄色の点の箇所は農業法人が経営している農地です。この間に挟まれた土地ですので 農業法人が生産するとのことで集約をします。

次に議案第6号ですが、農地利用配分計画(案)についてです。借受人は記載のとおり、宗呂上の「農事組合法人ふぁーむ宗呂川」となります。現在耕作を行う面積は256,934㎡。内、中間管理機構を通して利用権を設定する面積は650㎡です。

農地利用配分計画案は下の段で、表が長いため2段にしています。使用貸借で、上の段、設定する権利の期間は平成27年12月10日に権利が発生し、10年間、地権者からは農地中間管理機構に貸付けされています。下の段に移り、平成28年2月12日から残りの期間、平成37年12月9日まで耕作者に機構が貸し付けます。今回期間は変更せずに貸付先を変更します。

以上で説明を終わります。

議長

以上で担当課の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。
・・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって議案第5号 議案第6号 について、承認することといたします。

次に 議案第7号 その他の件について です。

①の次回開催日についてです。

2月定例総会の開催日については

日 時:2月2日(金曜日) 午前10時00分から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

その他につきまして、事務局からお願いします。

事務局(上田)

新農業委員等の募集についてご説明いたします。

先に配りました資料をご覧ください。これは1月1日から市役所の掲示場に掲示し、市のホームページにも載せています。これまで定例総会で説明してきたことですが、真ん中のあたりの枠、農業委員・農地利用最適化推進委員の数はそれぞれ5人・8人となります。推薦・応募方法は記載のとおりで、今お配りしました資料の通りです。募集期間は1月15日から1ヶ月間。任期は平成30年8月1日から3年間となります。報酬は現在と同額ですが、仕事が増えますので他に、月6,000円を上限として活動実績に応じて支給します。選任方法は農業委員が候補者について評価委員会で審査を行い、市議会の同意を得て市長が任命します。推進委員につきましては農業委員会で選出し委嘱します。

農業委員は過半が認定農業者、また利害関係のない人も選出する必要があります。推進委員については8地区それぞれ1人とします。

説明は以上です。

6番
山本委員

資格要件の住所が本市にあるとのことですが、例外があるとはどういう事ですか。

事務局(上

例えば、現在他市に住所があり近い将来、転入するとかの人を想定し

田)	ています。
議長	推進委員は地区割りをしているが、農業委員はそれがない。仮に同じ地区から2人の農業委員の可能性もあるのか。
事務局(上田)	農業委員については法でできないとなっています。会長が懸念されるように1地区に2人の農業委員の可能性もありますが、応募の結果により、評価委員会を開きますので、同地区が2人いれば1人とするとか考えられます。
2番 岡崎委員	前回の説明では農業委員は6人となっていた。今5名と言うことですね。この中で認定農業者は過半が必要で3名は必要だが、認定農業者以外が候補者として上がってきて、認定農業者が0人の場合はどうなりますか。
事務局(上田)	認定農業者と言うことですが、認定農業者に準ずる方、以前認定農業者であった人とかでもかまわないという規則もあります。その場合も想定しています。また、女性を入れるとか、若者も入れるとかの努力目標もあります。
6番 山本委員	年齢は若い方で何歳ですか。
事務局(上田)	年齢については承知していないので、後日お知らせします。
事務局長	どこの市町村でもなかなか手がいないようですので、募集期間が決まっており議会にもかけなくてはいけないので、募集で来たらいいですが、そうでないなら皆さんの協力も欠かせませんので、その時はよろしく申し上げます。それと、現在の皆さんの立候補も申し上げます。
議長	農地パトロールをこれまでしてきたが、これからは農業委員と推進委員に別れるが、どうなりますか。地区割りも含めて。
事務局(上田)	これまでどおり農業委員・推進委員・事務局で、その地区を回りますので、今と同じです。農業委員にも行ってもらいます。
12番 中山委員	推進員は議決権がない。発言権もないのか。

事務局(上田)	議決権はありませんが、定例総会には出席して頂き、関連事項については発言して頂きます。今回の法改正では、推進委員の役割が必須用務になりましたので、その意見は重いと考えています。
6番 山本委員	新しい農業委員会体制での事務局はどうなるのか。
事務局長	現在は農業係が事務局併任でやっています。仕事が忙しいので、4月からは専任の職員を1名置くことを総務課とも協議して実現できそうです。
事務局(上田)	関連して、昨年宇和島市・荒尾市の県外視察で、農地利用状況調査の関係でタブレットの使用・非農地証明の発行を学び、そのためには専任の職員が必要との事が実感できました。委員さんで行った研修が元で専任職員を置ける方向になりました。ありがとうございました。
議長	視察先では専任の職員がいました。本市も必要であるとのことが実感できました。専任の職員がいれば法についても勉強ができますし、そのような職員がいれば心強いと思われれます。今度の人事で事務局長にも頑張ってもらいたい。市長にそのことを話したところ、「ほんまやの一。」と言っていました。
	他にはないですか。
事務局(上田)	大岐の土地の売却について補足ですが、上の土地については入札参加者がいません。ですからその土地について、今後どのように売るのか、分割して売るのか、又は市が使うのかを早急に決める予定です。
6番 山本委員	真ん中の部分は農地として使うのは不可能。根とか取らなくてはならない。
12番 中山委員	農地として売るのなら、もっと農地として使える状態にすれば良かった。落札しても、農地にするにはお金がかかる。
事務局長	木を切るのにも多額のお金がかかり、それにまた根もおこすとなると大変な費用となる。そこも勘案して今回の入札になりました。
議長	他にないですか。
	・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本

日の会議はこれをもって閉会とします。